

厚生労働省

平成 24 年度障害者総合福祉推進事業

発達障害者支援センター等の相談・支援、
機関連携及び人材の育成等の業務に関する調査について

発達障害者支援センター運営マニュアル

平成 25 年 3 月

一般社団法人 日本発達障害ネットワーク

はじめに

平成 16 年に発達障害者支援法が成立し、新たな障害として発達障害が定義され、福祉、教育、雇用等さまざまな分野間の連携やライフステージを通じた地域における一貫した支援が規定されるとともに、それまでの自閉症・発達障害支援センターは、発達障害者支援センターとして法律に規定された。

発達障害支援の中核を担う発達障害者支援センターは、発達障害者支援法が成立して 6 年が経過し、都道府県及び指定都市に発達障害者支援センターが設置され、独自に設置する市町村も増えてきている。発達障害者支援センターは、設立時期・実施主体・職員職種、支援形態、支援内容及び他機関との連携等はさまざまであり、各地域で地域のニーズに基づいた多様な取組がなされている一方、支援やサービス内容の質に相違が見られるなど地域格差が生じている。

発達障害者支援センターは、都道府県・指定都市レベルにおいて設置されてきたが、直接支援を中心に考えれば発達障害者支援センターが全県をカバーすることは困難であり、より専門性を必要とするケースへの対応や地域の機関や事業所等へのバックアップ、連携やネットワーク構築のマネジメント機能が求められてきている。現実には、全国の発達障害者支援センターが直接支援を担う部分もあるものの、次第に地域における他の発達障害者支援機関が増加しているなかで、発達障害支援センターのそもそもの役割・機能とは何か等の新たな整理が必要となってきた。特に、発達障害者支援に関して全都道府県をカバーする支援システムや他の専門機関・施設・事業所と連携した有機的なネットワークの構築のために発達障害者支援センターの位置づけを明確にする必要がある。

また、平成 22 年 12 月の障害者自立支援法や児童福祉法の改正に伴い、発達障害が精神障害の一分野として規定され、障害者自立支援法のサービスの対象となった。また、相談支援体制の強化がなされ、市町村に基幹相談支援センターや障害児支援の強化として児童発達支援センターの設置が開始されている。このように相談支援や発達支援の形態が大きく変化するなかで、発達障害支援の中核を担う発達障害者支援センターの地域における位置づけ、役割、機能が制度改革の進展の中でも改めて問われている。

このように、福祉施策が大きく変化する中で、発達障害者支援センターへの期待が高まっているが、発達障害者支援センターの支援・サービス内容や他機関との連携やネットワーク構築の方法は様々である。これが各発達障害者支援センター間の格差や、引いては各都道府県の発達障害者への支援の質的な格差と成っており、一定の質が確保された発達障害者支援センターの業務を明らかにすることは喫緊の課題である。本事業は、発達障害者支援センター等の現状を適切に調査・把握し課題を明らかにし、発達障害者支援センターの役割や機能を再整理し、標準的なサービス提供や連携及びネットワーク構築のための業務マニュアルを作成することにより、全国どの地域においても一定の質の支援やサービスが提供できることを目的とする。

一般社団法人日本発達障害ネットワーク
理事長 市川 宏伸

目 次

発達障害者支援センター運営マニュアル

はじめに

第Ⅰ編 発達障害者支援センターとは

第1章 発達障害者支援施策の経過

1. 新たな福祉の流れと自閉症・発達障害支援センター
2. 発達障害者支援法の成立と発達障害者支援センター
3. 障害者自立支援法の成立と発達障害者支援センター
4. 障害者自立支援法の改正と発達障害者支援センター

第2章 発達障害者支援センターの役割

1. 発達障害者支援センターの基本的性格
 - (1) 発達障害者支援の特色と現状
 - (2) 基本的性格
2. 発達障害者支援センターの基本的機能
 - (1) 基本的な機能
 - (2) 新たな機能の明確化

第3章 「地域支援体制」構築の役割

1. 「地域支援体制」とは
2. 「地域支援体制」を具現化する発達障害者支援センター
3. 「地域支援体制」の構築
 - (1) 「地域支援体制」の重要性
 - (2) 「地域支援体制」を可能にする地域支援ネットワーク
 - (3) 「地域支援体制」の構築
 - (4) 「地域支援体制」の構築方法

第4章 発達障害者支援センターの業務と組織

1. 目 的
2. 業務内容
3. 実施主体
4. 職員配置
5. 設 備
6. 運 営
 - (1) 運営における基本的な視点
 - (2) 支援の基本的な視点
 - (3) 職員に求められる資質

第5章 発達障害者支援センターと関係諸機関等との連携

1. 福祉分野との連携
2. 労働分野との連携
3. 教育分野との連携
4. 医療分野との連携
5. その他分野との連携

第6章 今後の発達障害者支援センターを考える

1. 発達障害者支援法と発達障害者支援センター
2. サービス体系と発達障害者支援センター
3. 障害者総合支援法と発達障害者支援センター
4. 今後の課題

第Ⅱ編 事例集（モデル的実践）

- 事例1 人材育成
- 事例2 教育との連携
- 事例3 就労支援
- 事例4 普及・啓発
- 事例5 支援ネットワークの構築
- 事例6 市町村へのサポート
- 事例7 困難事例への専門的支援
- 事例8 家族支援

おわりに

資料

- ・全国の発達障害者支援センター一覧
- ・発達障害者支援法
- ・発達障害者支援法施行令
- ・発達障害者支援法施行規則
- ・発達障害者支援法の施行について
- ・発達障害者支援体制整備事業の実施について
- ・発達障害者支援センター運営事業の実施について
- ・「発達障害者支援センター運営事業の実施について」取り扱いについて

発達障害者支援センター運営マニュアル

はじめに

発達障害者の自立及び社会参加のために生活全般にわたる支援を図り、その福祉の増進に寄与することを目的とした発達障害者支援法が、平成 17 年 4 月 1 日から施行され 7 年が経過した。その後、福祉サービス等について共通の制度の下で一元的に提供する障害者自立支援法が、平成 18 年 4 月 1 日から施行され、平成 22 年 12 月には、「障害者自立支援法の一部を改正する法律」が成立した。平成 24 年 6 月には障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法が成立し、平成 25 年 4 月から施行されようとしている。

当初、障害者自立支援法には、発達障害者の支援についての法的な明確な規定はなかったが、平成 22 年 12 月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて 障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案」が成立し、発達障害が精神障害に含まれるものとして明記され、各種サービスの対象となることも明確になった。また、平成 24 年 4 月からは、相談支援については、障害福祉サービスを利用しているすべての人（障害児も含む）にサービス等利用計画（ケアプラン）を作成することや、地域における相談支援体制の強化を図るための中心となる総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）を市町村に設置する等の相談支援の充実が図られている。

また、同じく平成24年度から、障害児については、児童福祉法を基本とし、障害児支援の強化が図られた。障害児施設については、従来、肢体不自由児、難聴幼児、知的障害児の通園施設と、肢体不自由児、知的障害児、自閉症児、盲ろうあ児、重症心身障害児等の入所施設の障害別に分かれていたが、それぞれ障害児通所支援と障害児入所支援に一元化された。障害児通所支援については、発達支援や家族支援を実施する児童発達支援センター等として、障害児支援の拠点として身近な地域に設置されることになった。また、放課後等の活動の場である放課後等デイサービスや保育所等へのアウトリーチの支援である保育所等訪問支援も新たに制度化された。

発達障害支援の中核を担う発達障害者支援センターは、発達障害者支援法が成立して7年が経過し、都道府県及び指定都市の全てに設置され、独自に設置する市町村も増えてきている。発達障害者支援センターは、設立時期・実施主体・職員職種、支援形態、支援内容及び他機関との連携状況などはさまざまであり、各都道府県・指定都市で地域のニーズに基づいた多様な取組がなされている一方、支援やサービス内容の質に相違が見られるなど地域格差が生じている。発達障害者支援センターは、都道府県・指定都市レベルにおいて設置されてきたという経緯もあり、発達障害への対応が可能な障害福祉サービス事業所が増えてきている中、より専門性を必要とするケースへの対応や地域の支援機関や事業所等へのバックアップ支援、連携やネットワーク構築のマネジメント機能を求める声が大きくなってきている。しかし現実には、発達障害者支援センターが直接支援を担わなければならない部分も残ることから、発達障害者支援センターのそもそもの役割・機能とは何か等の新たな整理が必要となってきた。特に、発達障害者支援に関して全県をカバーする支援システムや他の専門機関・施設・事業所と連携した有機的なネットワークの構築のために発達障害者支援センターの位置づけを明確にしていく必要がある。

このように、障害福祉施策が大きく変化する中で、発達障害者支援センターへの期待が高まってい

るが、発達障害者支援センターの支援・サービス内容や他機関との連携やネットワーク構築の方法は様々である。これが各発達障害者支援センター間の格差や、ひいては各都道府県の発達障害者への支援の質的な格差となっており、一定の質が確保された発達障害者支援センターの業務を明らかにすることは喫緊の課題である。

本事業は、発達障害者支援センター等の現状を適切に調査・把握し課題を明らかにし、発達障害者支援センターの役割や機能を再整理し、標準的なサービス提供や連携及びネットワーク構築のための業務マニュアルを作成することにより、全国どの地域においても一定の質の支援やサービスが提供できることを目的とする。また、同時に今後の発達障害者支援センターのあり方についても提言していきたい。

第Ⅰ編 発達障害者支援センターとは

第1章 発達障害者支援施策の経過

1. 新たな福祉の流れと自閉症・発達障害支援センター

社会福祉基礎構造改革の一連の流れの中で、平成12年6月7日、「社会福祉事業法等の一部改正法案」が国会を通過し、法律の名称を「社会福祉法」と変え、公布、施行された。障害者福祉においては、ノーマライゼーションと自己決定の実現を目指し、障害者が地域でその人らしく安心して普通の生活を行うことが求められ、平成15年度から支援費制度がスタートした。このような新たな社会福祉制度の構築の中で、自閉症及び発達障害のある方々も、地域でその人らしく安心して生活できるような相談・支援の体制の整備が強く求められてきた。特に、在宅の自閉症児・者については、こだわり等の特有な行動や強度行動障害等への対応が、家族への大きな負担となっている現実があり、早急な対応が必要とされた。

自閉症については、その70～80%に知的障害が見られることから、これまで知的障害者福祉施策の中でサービスが提供されてきたが、近年、知的障害を伴わない自閉症（いわゆる高機能自閉症）やアスペルガー症候群などの障害も人間関係の障害のために社会生活や就労に困難を抱えるという共通の課題を抱えながら、知的障害を伴わないという理由で、福祉的対応がなされてこなかったため、新たな取り組みが必要であるとされた。このような状況に対処するため、平成14年度に自閉症やアスペルガー症候群をも含めた広汎性発達障害を対象とする相談支援の拠点としてのセンター的な機関である「自閉症・発達障害支援センター」事業が創設された。

2. 発達障害者支援法の成立と発達障害者支援センター

わが国においては、「自閉症・発達障害支援センター運営事業」の創設とともに「発達障害」という用語が行政施策の中で初めて使われた。平成16年5月に改正された「障害者基本法」においては、「障害者とは、身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」とされ、付帯決議において、「てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上的障害を有する者であって、継続的に生活上の支障があるものは、この法律の障害者の範囲に含まれるものである」とされた。

また、自閉症やアスペルガー症候群等の広汎性発達障害のみならず、その他にも、読み書きや計算など、特定の分野の学習が困難な学習障害（LD）、注意を持続することが困難であったり、衝動的に行動したりする注意欠陥/多動性障害（AD/HD）などの障害があり、いずれも脳の機能支障が原因と推測されるが、早期からの発達支援を行うことが重要であるという声が拡大してきた。平成14年に実施された「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」では、このような特別な支援を必要とする高機能自閉症、学習障害、注意欠陥/多動性障害の可能性のある児童・生徒は、6.3%を占めているとされ、さまざまな教育的ニーズを必要としている発達障害の児童が多数存在していることがわかってきた。

発達障害者支援法案は、議員立法として平成16年12月に成立し、平成17年4月から施行されている。この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることから、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育等における発達障害者へ

の支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めるなど、発達障害者にライフステージに応じた一貫した支援が法律に規定された。平成14年度より予算補助として始まった「自閉症・発達障害支援センター運営事業」は、発達障害支援法により「発達障害者支援センター」として、各都道府県・指定都市における相談・支援の中心的役割を担うことになった。また、発達障害者支援センターの対象も従来の広汎性発達障害に加えて学習障害や注意欠陥多動性障害などに拡大された。

また、発達障害者支援センターについては発達障害者支援法に規定されたこともあり、早期の全国的配置が喫緊の課題となり、平成16年12月24日に少子化社会対策基本法に基づき、国の基本施策として、「少子化社会対策大綱」（平成16年6月4日に閣議決定）に基づく「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画」（「子ども子育て応援プラン」）においては、平成19年度中に全国の都道府県・指定都市に配置するものとされた。各都道府県・指定都市への配置も順調になされ、平成23年度には全国79か所の発達障害者支援センターが運営されている。

3. 障害者自立支援法の成立と発達障害者支援センター

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費医療負担等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みの構築などを旨とする障害者自立支援法が平成17年10月に成立し、平成18年4月より施行されている。障害者自立支援法においては、相談支援を市町村の責務とするとともに、相談支援事業を市町村の必須の事業としている。また、身近な相談支援は、従来、身体、知的、精神と各障害種別に分かれていた体制を一元化して市町村で行うと共に、都道府県は、広域的・専門的ないわばバックアップの役割を担うとされている。この意味で、都道府県や指定都市に設置される発達障害者支援センターは、発達障害者の相談支援の中核センターとして広域的・専門的ないわばバックアップの役割が期待されていた。また、発達障害者支援センターは、従来の補助事業から地域生活支援事業の中の専門性の高い相談支援事業に位置づけられた。

4. 障害者自立支援法の改正と発達障害者支援センター

障害者自立支援法は平成18年度から施行されているが、発達障害者の支援についての法的な明確な規定はなかった。法施行後3年後の見直しがなされ、平成22年12月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて 障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案（つなぎ法）」が成立した。この障害者自立支援法一部改正においては、障害者自立支援法上のサービスをより受けやすくする観点から、発達障害者が障害者の範囲に含まれることが法律に明記された。18歳の未満の精神に障害のある児童の中に発達障害児を含むものとして、発達障害児についても児童福祉法の対象とし、発達障害児について適切な発達支援や家族支援を含めた専門的な相談支援を実施していくものである。

相談支援については、障害福祉サービスを利用しているすべての人（障害児も含む）にサービス等利用計画を作成し、地域における相談支援体制の強化を図るための中心となる総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）を市町村に設置する等の相談支援の充実が目指されている。

障害児については、児童福祉法を基本とした身近な支援の充実を図る障害児支援の強化が目指されている。障害児施設については、従来の肢体不自由児、難聴幼児、知的障害児の通園施設と肢体不自由児、知的障害児、重症心身障害児施設等の入所施設の障害種別に分かれていたが、それぞれ障害児通所支援と障害児入所支援と整理された。障害児通所支援については、発達支援や家族支援を実施す

る児童発達支援センターとして身近な地域に設置されていく予定である。また、放課後等の活動の場である放課後等デイサービスも新たに法律に規定されスタートしている。障害児の支援の見直しにおいては、福祉分野と教育分野の連携が大きな課題となっている。新たな仕組みの中では、児童発達支援センターが保育所や幼稚園、必要に応じて学校、特別支援学校に出向いて支援することや、放課後等デイサービスにおいて児童を適切に支援していくためには学校との連携が不可欠となっている。

相談支援においては児童を含めた障害者すべてに個別支援計画であるサービス等利用計画が作成されることと関係して、平成 19 年度からスタートした特別支援教育の実施においても個別の教育支援計画の作成が位置づけられている。今後は、福祉分野や労働分野が作成する個別支援計画と教育分野が作成する個別支援計画の整合性が求められ、将来は一つのものになっていく必要がある。平成 24 年 4 月 18 日付けで、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課と文部科学省初等中等教育局特別支援教育課の連名で出された事務連絡「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」は、個別支援計画を協力して作成することを求めるもので、現場における連携の推進を後押しするものであるといえる。

第2章 発達障害者支援センターの役割

1. 発達障害者支援センターの基本的性格

(1) 発達障害者支援の特色と現状

発達障害者への支援は、他の障害と共通とする部分が多いが、発達障害者に配慮した支援の特色をいくつか挙げると、

- ①発達障害という障害特性に基づく、適切な支援が行われること。そのために発達障害を理解し継続的に援助できる支援者の確保が重要であること。
- ②発達障害者への支援は、医療・保健・福祉・教育・労働・司法など多分野に及び、教育や労働など一般施策の内容も含むので、それぞれの支援者や機関が連携してチームでアプローチしていくことが有効であること。
- ③乳幼児期から高齢期という、長いライフステージを通した一貫した継続的な支援が重要であること。障害特性に鑑み、特に移行期に配慮した継続的支援が重要であること。

発達障害者支援法や障害者自立支援法の施行により、発達障害者が地域でその人らしく安心して生活できる仕組みは、以前と比べて整いつつあるが、さまざまな課題を抱えている状況が依然としてある。その主な内容は、

- ①発達障害への理解に基づいた支援ができる支援者等が少なく、引いては発達障害者を対象とした相談支援やサービスを提供できる事業者は少数である。
- ②発達障害者への支援は、医療・保健・福祉・教育・労働・司法など多分野に及ぶが、それぞれの支援者や機関が連携してチームでアプローチする状況に至っていない。
- ③発達障害者の支援は、発達障害を早期に発見し発達支援を行うこと、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援など各ライフステージを通した一貫した支援の体制が整っていないので、支援がぶつ切れで継続的な支援を受けにくい状況がある。

このような状況に鑑み、発達障害者が地域でその人らしく安心して生活するためには、発達障害という障害特性に基づき適切な支援が行われ、発達障害を理解し継続的に援助できる支援者を確保し、医療・保健・福祉・教育・労働・司法など多分の支援者や機関が連携し、長いライフステージを通した一貫した継続的な支援を行う仕組み（「**地域支援体制**」という。）を構築する必要がある。

(2) 基本的性格

発達障害者支援センターは、医療・保健・福祉・教育・労働・司法などに関する業務を担当する支援者、支援機関及び関係機関などの相互の緊密な連携を確保し、地域ネットワークを構築することによる一体となった総合的な取り組み（「**地域支援体制**」という。）を推進するという基本的役割がある。「地域支援体制」は、発達障害者のライフステージを通じた一貫したものとして構築されるものである。また、「地域支援体制」は、地域の実情に応じて計画的に構築されていくものである。

また、このような地域支援体制は、発達障害者支援センター単独でなしうるものでなく、地域の関係機関等と連携しながら構築していくものであるが、とりわけ都道府県及び指定都市等の行政機関と一体的に、市町村や関係機関等を巻き込んで構築していくものである。

このように、発達障害者支援センターはその活動を通じて「地域支援体制」を実現していくものである。そのために、次の3つの基本的性格を特徴とする。

① 専門性

発達障害者支援センターは、発達障害に関する各般の問題について、発達障害児（者）及びその家族等からの相談に応じ、専門的な支援を行うものである。専門的な相談支援は、地域の障害者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等によりに行なわれるものである。また、発達障害児（者）や家族に対し発達に関する専門的支援を、及び就労を希望する発達障害児（者）に対して、就労に向けた専門的支援を行うものである。その際、発達障害者支援センターは地域の関係機関と連携して支援していく必要があり、そのためには、普段から地域の支援の仕組み（「地域支援体制」）を構築していくことが求められている。

このように発達障害者支援センターは、その専門性をもって市町村や地域の関係者、関係機関をバックアップしていくことが求められている。また、専門的な相談支援の実施に当たっては、地域の障害者の状況や実態についてあらかじめ調査して把握しておくことや、市町村、関係者や関係機関との連携やネットワークの構築を行うこと、更に地域の支援体制の構築のためのさまざまなアクションを行うことが重要である。

② 広域性

発達障害者支援センターは、各都道府県及び指定都市に配置されるものである。発達障害者支援センターがカバーする地域は広域的にならざるをえず、都道府県や指定都市内のさまざまな関係機関、更には市町村行政及び地域におけるさまざまな関係機関や事業所と役割を分担しながら活動していくことが重要である。発達障害者支援センターは、その専門性をもって地域の関係者や関係機関を広域的にバックアップしていくことが求められている。発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、広域性の観点から、医療・保健・福祉・教育・労働・司法等に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、普段から地域のネットワークを構築しておくことが必要である。

③ 一貫性

発達障害者支援法においては、発達障害児に対し発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとされ、発達障害者のライフステージにおける一貫した支援の必要性が明確にされ、これにかかる国や地方公共団体の責務が明らかにされている。発達障害者支援センターの役割は、乳幼児から成人まで、地域におけるライフステージを通した一貫した支援を行うものである。

このように、発達障害者支援センターは、発達障害者の地域における「専門性」、「広域性」、「一貫性」という基本的性格に基づき、「地域支援体制」を構築していく中核機関として位置づ

けられるものである。

2. 発達障害者支援センターの基本的機能

(1) 基本的な機能

発達障害者支援センターは、発達障害を有する障害児（者）に対する支援を専門的・広域的に支援を行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進し、これらの発達障害児（者）及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とするものである。

このような支援の中心となる焦点は、人間と環境とが相互に作用しあっている状況にどのように関わっていくかである。特に発達障害児（者）や家族に対面的に関わって支援していく方法とそのような直接的な支援が効果的に機能するよう、背後から間接的に働きかける支援が考えられる。

①直接的支援

上記の目的を達成するために、発達障害者支援センターは、発達障害児（者）や家族への相談支援、発達支援、就労支援を対面的に関わっての支援を行っている。また、その方法は発達障害者等をケースワークのように個別的に支援を行うものと、ペアレントトレーニングのように集団的に支援を行うものに分けられる。これらの支援は、専門的な支援として地域のニーズに応えるもので、発達障害者支援センターの重要な機能となってきた。また、それぞれの分野の専門性を高めるためにも、個別的及び集団的な直接的支援を通じて担当する職員のスキルを向上させる効果もある。これらにおいて、直接的支援は、特に地域に発達障害者支援センターのような専門的相談支援機関がない場合において、重要な役割を果たしてきた。

一方、発達障害者支援センターは、都道府県及び指定都市に配置されるもので、直接的支援を受け入れられる能力に鑑み、このような直接的支援を行うことには限界が生じている。いかに直接的な支援を地域の関係機関等に委ねていくかについて、すなわち役割を分担していくことが課題となる。それは、また発達障害者支援センターの機能の変化を意味しているとともに、「**地域支援体制**」の発展プロセスを意味している。

②間接的支援

直接的支援を行いながらも、環境すなわち地域に焦点をあてる間接的支援に軸足をうつしていくことが重要である。地域の状況把握を行い、計画的に地域の支援体制を構築していくことが発達障害者支援センターに求められるようになる。それは、発達障害者支援センターがもつ専門性や広域性を、市町村行政、地域の関係者や関係機関へのバックアップ支援をとおして、地域に拡大していくプロセスである。このようなプロセスは、発達障害者支援センターの発展モデルとなり、最終的には、発達障害児（者）のための「**地域支援体制**」の構築に繋がっていくものとなる。その際、連携やネットワーク、スーパービジョンやコンサルテーションの技法を活用することは間接的支援に有用なものになる。また、地域全体の発達障害理解の促進のための啓発、専門家の養成という人材育成も重要な間接的支援の領域となる。

(2) 新たな機能の明確化

発達障害者が住み慣れた地域で継続して生活を送れるように支援するためには、個々の発達障害者の状況やその変化に応じて、適切なサービス、多様な支援を提供することが必要である。

そのためには、行政（市町村）との連携、医療・保健・福祉・教育・労働・司法などの専門職相互の連携、さらにはさまざまな住民活動などのインフォーマルな活動を含めた、地域のさまざまな資源を統合、ネットワーク化し、発達障害者を地域において総合的かつ継続的に支援する仕組みが必要である。すでに直接的支援及び間接的支援を通して培った専門性をいかして、発達障害者支援センターは、この「地域支援体制」という支援基盤の整備を積極的に行っていくことが求められている。

これら、関係施設との連携強化等により発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進する役割をすでに発達障害者支援センターは、発達障害者支援体制整備事業において一定程度果たしてきたが、今回、都道府県等の行政と協働してこの「地域支援体制」を構築していくことが、発達障害者支援センターの中核的役割であることを明確化したい。

発達障害者支援センターは、この基本的機能を適切に果たすために、社会福祉士等の専門職を配置し、地域の専門職と他職種連携を行い、発達障害者の安心した地域生活を支えてきた。従来の発達障害児（者）への支援のための知識と技術の向上とともに、「地域支援体制」の構築のための知識と技術の習得と向上が、発達障害者支援センターの職員に不可欠な資質となる。

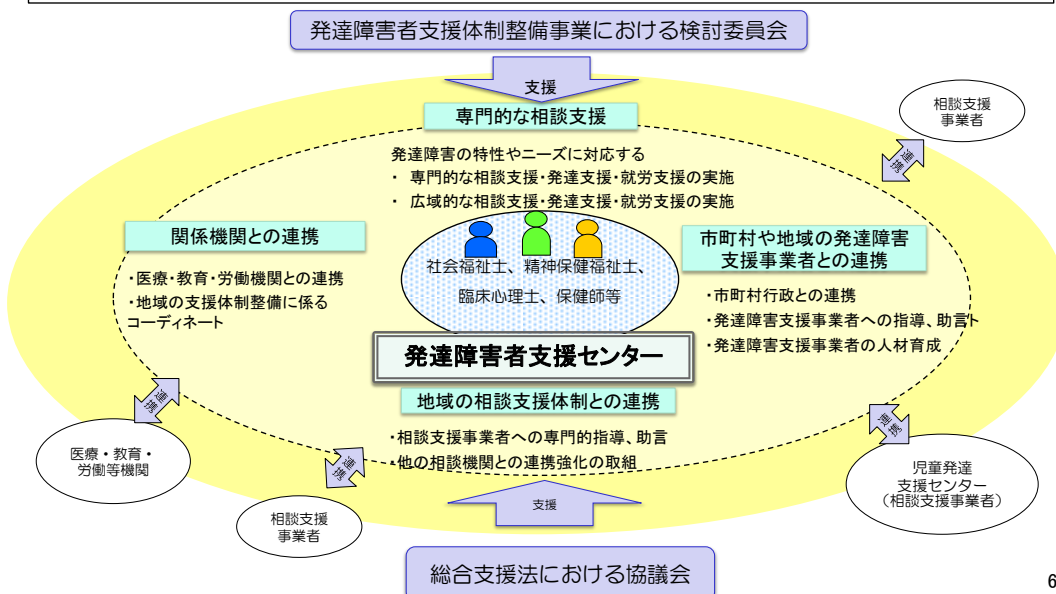
第3章. 「地域支援体制」構築の役割

1. 「地域支援体制」とは

発達障害者が住み慣れた地域で継続して生活を送れるように支援するためには、個々の発達障害者のニーズに応じて、適切なサービス、多様な支援を提供することが必要である。そのためには、市町村との連携、医療・保健・福祉・教育・労働・警察及び司法などの専門職相互の連携、さらにはさまざまな住民活動などのインフォーマルな活動を含めた、地域のさまざまな資源を統合、ネットワーク化し、発達障害者を地域において総合的かつ継続的に支援する仕組みが必要である。すなわちこれが発達障害者のための「地域支援体制」である。

発達障害者の「地域支援体制」

発達障害者支援センターは、県内等の相談支援の拠点として専門的な相談支援、発達（療育）支援、就労支援、家族支援などを実施することにより、「地域支援体制」を構築する。



2. 「地域支援体制」を具現化する発達障害者支援センター

発達障害者の地域における生活を支えるためには、市町村、専門職や専門機関等と連携した協働のアプローチが必要である。発達障害者を支援するためには総合的・継続的に協働してさまざまなサービスや支援を提供していくことが不可欠である。このような地域支援システムの構築するためには、行政（市町村）との連携、医療・保健・福祉・教育・労働・司法などの専門職、専門機関相互の連携、インフォーマルなサービスを含めた、地域のさまざまな社会資源の統合やネットワーク化が必要である。

発達障害者支援センターは、社会福祉士などを配置し、多職種が力を合わせ、その専門知識を活かし、地域での各種のサービスや住民活動を結び付け、ネットワーク化などにより地域における総合的な支援体制である「**地域支援体制**」を都道府県等行政と協働して構築していくための中核機関として設置されるものである。

3. 「地域支援体制」の構築

(1) 「地域支援体制」の重要性

発達障害者が住み慣れた地域で継続して生活を送れるように支援するためには、個々の発達障害者のニーズに応じて、適切なサービス、多様な支援を提供することが必要である。

そのためには、行政（市町村）との連携、医療・保健・福祉・教育・労働・司法などの専門職相互の連携、さらにはさまざまな住民活動などのインフォーマルな活動を含めた、地域のさまざまな資源を統合、ネットワーク化し、発達障害者を地域において総合的かつ継続的に支援する仕組みが必要である。このような発達障害者のための「**地域支援体制**」により、発達障害者や家族が地域で安心して生活できる仕組みが整う。

(2) 「地域支援体制」を可能にする地域支援ネットワーク

発達障害者の地域における生活を支えるためには、市町村、専門職や専門機関等が連携した協働のアプローチが必要である。発達障害者を支援するためには総合的・継続的に協働してさまざまなサービスや支援を提供していくことが不可欠である。このような地域支援システムを構築するためには、行政（市町村）との連携、医療・保健・福祉・教育・労働・司法などの専門職、専門機関相互の連携、インフォーマルなサービスを含めた、地域のさまざまな社会資源の統合やネットワーク化が必要である。「**地域支援体制**」を構築するとは、すなわち地域支援ネットワークを構築していくことである。

(3) 「地域支援体制」の構築

①発達障害支援体制整備事業の活用

都道府県・指定都市において、医療・保健・福祉・教育・労働・司法など部局横断的施策を構築するために、発達障害にかかる関係者からなる「発達障害者支援体制整備検討委員会」を設置し、県内の発達障害者の現状の把握、今後の支援体制の構築等について検討するものとしている。

また、発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を障害保健福祉圏域（あるいは市町村）において実施するものである。その際、地域での一貫し

た支援のためには支援のネットワークを構築するとともに、個別の支援計画の作成により関係機関・関係者の緊密な連携のもとで発達障害者の支援を実際に行うものである。当事業の実施にあたっては、文部科学省の実施する「特別支援教育推進体制モデル事業」と協働して実施することとしており、発達障害者の地域支援システムの構築のために当該事業を活用することも考えられる。

②協議会の活用

障害者総合支援法第89条の2は、「地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の医療・保健・福祉・教育労働などに関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される自立支援協議会を置くことができる。」とされ、同上第2項において「前項の自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」とされている。

具体的には、都道府県等自立支援協議会に発達障害部会等を設置し発達障害者の地域支援システムの検討を行うこと等が考えられる。

③発達障害者支援センター連絡協議会の活用

発達障害者支援センターの運営及び発達障害者の地域の支援体制等を検討するため連絡協議会や運営協議会を設置し、発達障害者支援センターの運営のための協議を通して、地域における発達障害児者のための全体的な支援の仕組みである「**地域支援体制**」の構築を目指すことも考えられる。

(4)「地域支援体制」の構築方法

第2章において、発達障害者のための支援の特色を挙げたが、発達障害者が地域でその人らしくし安心して生活するためには、以下の仕組み、すなわち地域支援体制を構築していく必要がある。

- ①発達障害という障害特性に基づく、支援者の確保を含めた適切な支援が行われる仕組みを作ること。
- ②医療・保健・福祉・教育・労働・司法など多分野の支援者や機関が連携してチームでアプローチしていくこと仕組みを作ること。
- ③長いライフステージを通した一貫した継続的な支援の仕組みをつくること。

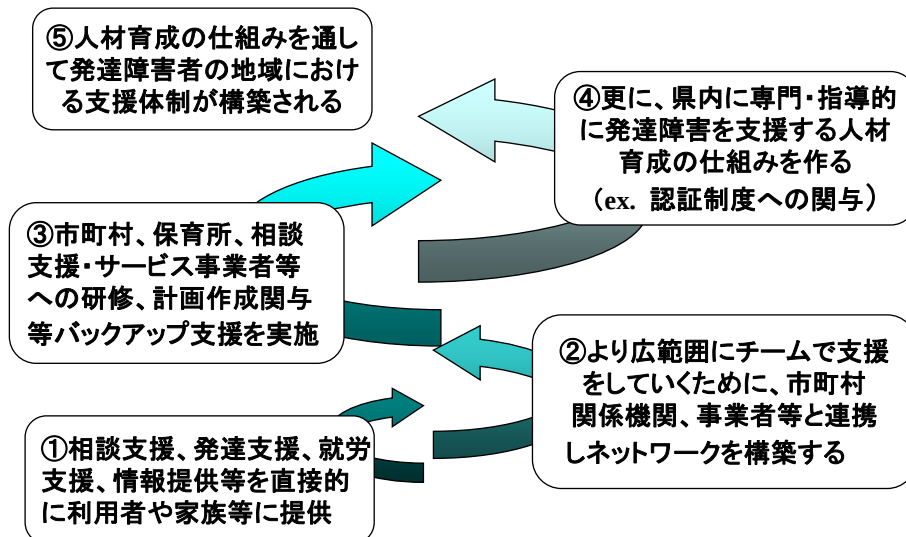
以下に、地域支援体制構築のプロセスの一例を示す。

- ① 発達障害者支援センターは、相談支援、発達支援、就労支援、情報提供などを通して、発達障害者や家族にかかわる。全国的には、地域にはこれら支援のための社会資源が絶対的に不足しているため、これらの支援を直接的に行わざるを得ない。特に、発達障害者支援センターが新たに立ち上がって間もない頃は、これら直接的支援が中心となるのもやむを得ない。発達障害者支援センターを地域に認知してもらう意味で個別のケースにかかわるざるを得ず、支援センター職員の力量もこの臨床で鍛えられるということで意味あるものとなる。し

かし、次第に扱えるケースに限界が出てきて、カバーできる地域も発達障害者支援センター近辺に限られることになる。

- ② 上記の実践から、発達障害者支援センターは、より効率的に支援を行うために、地域の行政、

地域支援体制構築のプロセス



2

関係機関や事業者と連携の関係を築くことにより、すべてのケースを発達障害者支援センターが受けるのではなく、必要に応じて地域の関係機関や事業者につなげていくことが大切である。市町村行政や関係機関や事業者との連携は、つなげていくだけでなくチームでアプローチしていくためにも、それぞれが役割分担を行って広範囲に効率的な支援を可能とするためにも大切である。その際、支援会議やサービス等調整会議を通して、顔の見える関係に基づく連携を築いていくことが考えられる。

- ③ 連携によって築かれた関係性を基盤として、発達障害者支援センターは、発達障害者にかかわる行政職員、関係機関、事業者、家族団体等を対象として積極的に研修やセミナー等をとおして発達障害を理解した仲間を増やしていくことが重要となる。発達障害者支援センターは、これら研修やセミナーの企画・運営を行うことにより更なる連携を広げていくことが可能となる。更に個別のケース（特に困難事例等）に関するスーパーバイズ、あるいは機関コンサルテーションを通し、発達障害を理解して適切にかかわれる人たちを増やしていくことが重要である。これら後方あるいはバックアップ支援は、専門的支援として主にアウトリーチで行われるものである。今後は、サービス等利用計画や障害児支援利用計画に専門的観点から関与して欲しいという要望が強くなってきている。
- ④ 更に、都道府県内に発達障害に関する専門家を養成して、その人たちによって地域の発達障害を理解する関係者を増やしていくという重層的な支援者の仕組みを構築していくことが考えられる。発達障害者支援センターは、都道府県行政と連携して、そのプログラム作りや、臨床場面の提供、評価体制までも構築して、都道府県内に専門家を増やしていくことが考えられる。いくつかの都道府県においては、センターもかわりながら行われている発達障害に関する専門家の認証システムの構築もこの事例に入るものである。

- ⑤ このように、発達障害という障害特性に基づく適切な支援者を確保するために、人材養成のさまざまな仕組みを築いていくことが、発達障害者が地域でその人らしく安心して生活するための仕組み、すなわち地域支援体制の構築していくこととなる。この意味で、地域支援体制はすぐに構築できるものでなく、そのプロセスがあるとともに、ある形ができたならさらに発展させていくものであろう。このような形成プロセスに関与することこそ発達障害者支援センターの役割である。

第4章 発達障害者支援センターの業務と組織

1. 目的

発達障害者支援センターは、発達障害を有する障害児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係機関との連携強化等により発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制（「地域支援体制」という。）の整備を推進し、もって、これらの発達障害児（者）及びその家族及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

2. 業務内容

発達障害者支援法は、法第14条において発達障害者支援センターの業務内容を次の5つに規定している。

(1) 相談支援

発達障害者や家族からの多様な相談に応じ、地域における生活を可能にするための相談支援を行うものである。相談支援は、地域の障害者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行うものである。その際、有効な相談支援のために市町村や地域の関係機関等との連携やネットワークの構築を行うものである。

(2) 専門的支援

発達障害児者に対し、専門的に発達段階や生活の状況等をアセスメントし、発達障害児（者）のニーズに基づいた発達支援プログラムを提供し、その結果を評価していくこと及び専門的に就業能力をアセスメントし、発達障害者のニーズに基づいた就労の支援を行うこと及びその結果を評価していくエビデンスに基づく支援を行うものである。その際、有効な就労支援のために市町村や地域の関係機関等との連携やネットワークの構築を行うものである。

(3) 情報提供及び研修

発達障害者及び家族、医療・保健・福祉・教育・労働・司法等に関する業務を行う関係者及び関係機関、民間団体並びにボランティア活動に従事する者、広く市民に対し発達障害についての理解のための情報提供及び研修を行うものである。

(4) 連絡調整

発達障害に関して、市町村、関係機関及び民間団体との連絡調整をおこなうものである。具体的には個々の課題等の解決のための連絡調整と医療・保健・福祉・教育・労働・司法などの専門職、専門機関相互との連携、インフォーマルなサービスを含めた、地域のさまざまな社会資源の統合やネットワーク化のために連絡調整を行うものである。

(5) その他

これら業務に附帯する、その他の業務に関することを行うものである。

発達障害者支援センター業務内容の整理

発達障害者支援法 業務 平成 16.12.10 法律 167	運営事業の実施 (部長通知)事業内容 平成 17.7.8 障発 0708004	運営事業実施の取扱い (課長通知) 実施留意点 平成 17.7.8 障障発 0708001
1. 専門的な相談支援 (第 14 条第 1 項第 1 号)	(1) 発達障害児 (者) 及びその 家族に対する相談支援 ① 相談・指導助言・情報提 供 ② 来所及び訪問	(1) 発達障害児 (者) 及びその 家族に対する相談支援の留 意点
2. 専門的な発達支援 専門的な就労支援 (第 14 条第 1 項第 2 号)	(2) 発達障害児 (者) 及びその 家族に対する発達支援 ① 相談・指導助言・情報提 供・医学的診断心理的判 定・連携 ② 関係諸機関への指導・助 言 ③ 一時保護 (3) 発達障害児 (者) 及びその 家族に対する就労支援	(2) 発達障害児 (者) 及びその 家族に対する発達支援の留 意点 (3) 発達障害児 (者) に対する 就労支援の留意点
3. 情報提供及び研修 (第 14 条第 1 項第 3 号)	(4) 関係施設及び関係機関等 に対する普及啓発及び研修 ① 普及啓発 ② 研修	(4) 関係施設及び関係機関等 に対する普及啓発及び研修 の留意点
4. 連絡調整 (第 14 条第 1 項第 4 号)	関係施設及び関係機関との連 携 ① 連携 ② 連絡協議会 ③ 連絡体制の確保	関係施設及び関係機関との 連携の留意点 ① 連絡協議会
5. 附帯する業務 (第 14 条第 1 項第 5 号)		

3. 実施主体

(1) 実施主体は、都道府県又は指定都市とする。

なお、都道府県等は、発達障害者支援センターの行う事業の全部又は一部について、発達障害

者支援法（平成16年法律第167号）第14条第1項に基づく指定を受けた社会福祉法人に委託することができる。

(2) 社会福祉法人等は、都道府県等の承認を得て、事業の一部について、他の社会福祉法人に委託することができる。なお、この場合には、社会福祉法人は、委託先の社会福祉法人との連携を密にし、一体的に事業に取り組むものとする。

4. 職員配置

この事業を行うに当たっては、あらかじめ、発達障害者支援センターの管理責任者を定めるとともに、事業を担当する次の職員を常勤として配置しなければならない。

なお、事業を担当する職員は、発達障害者支援センターを附置した障害児（者）施設の入所児者に対する直接処遇の業務は行わないものとする。

(1) 相談支援を担当する職員

社会福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に定める社会福祉士をいう。以下同じ。）であって、発達障害児（者）の相談支援について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と知事が認める者。

(2) 発達支援を担当する職員

発達障害児者の心理判定及び発達支援について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と知事が認める者。

(3) 就労支援を担当する職員

発達障害児（者）の就労について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と知事が認める者。

5 設 備

発達障害者支援センターには、次の設備を設けるものとする。

ただし、発達障害者支援センターを附置した障害児（者）施設等の入所児（者）への支援や、施設の運営上支障がない場合には、附置した施設と設備の全部又は一部を共有することは差し支えないものとする。

なお、相談室等については、利用者個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮するものとする。

- ①相談室等
- ②事務所
- ③便所
- ④その他必要な設備

6 運 営

発達障害者支援センターの運営にあたっては、組織としてその目的を明らかにし、目的を達成するために必要な資源・職員を整え、その活動を促進する運営責任者を選定し、地域の諸機関との調整等についての活動の方針を立て、発達障害者支援センターの活動を計画的に運営していくこ

とが重要である。

このような発達障害者支援センターの運営における基本的な視点は、以下のものがある。

(1) 運営における基本的な視点

①事業目的・事業方針の明確化

発達障害者支援センターは、専門的な事業を実施する観点から、専門職員の組織的協働が不可欠である。このような複数の専門職員が協働して効果的な活動を行っていくために、活動・事業の目的や方針は明確化される必要がある。

②事業の組織運営

上記の事業目的・事業方針の明確化し、事業・業務を円滑に行うためには、必要な事業・業務を分担・分業して、それぞれの職員の役割を明確化するとともに、連絡や調整、会議等を通して事業や業務を遂行していくための組織体制を構築することが重要である。

③事業の計画と評価

組織の目的・使命を具現化するために、事業の内容とその進め方を事業計画として示される必要がある。この事業計画(Plan)に基づいて、事業を実施(Do)し、実施した経過や問題をチェック(Check)し、今後の事業の内容、進め方、あり方を見直し、さまざまな対応(Action)を図って、再び新たな事業計画を策定し、実施していくプロセスがPDCAサイクルである。

④事業・業務運営

組織が協働して事業や業務を実施していくためには、組織のメンバーのそれぞれの仕事が明確化され、それぞれのメンバーが何を成すべきかを自覚していることが重要である。業務の分担を進め、業務の内容を明らかにし、一定の質の支援を行うためには、業務の標準化やマニュアルを整備しておくことも必要である。業務の標準化やマニュアル化は、重要なものであるが、それらが固定化されて新たな試みを阻害しないように、定期的な見直しも重要である。

⑤事業・業務運営への具体的取組

事業・業務運営は、組織運営の他に、建物・設備の維持・保守。管理や、人事・労務管理、予算・財務管理まで幅広いものである。特に、発達障害者支援センターが提供する相談支援、発達支援、就労支援などその専門性に基づいた支援は、直接的及び間接的な支援として、その質が問われものである。サービスの質の向上という観点から、事業・業務運営に努めなければならない。それが、地域から信頼される発達障害者支援センターとなる。

また、事業・業務運営は、実際には、社会福祉法制、通知、要綱等により実施されるので、それらの理解は事業・業務運営の遂行上不可欠なものである。発達障害者支援センターの今後の事業・業務運営の方向性を定めるためにも、社会福祉及び障害福祉の動向への関心は必要不可欠なものとなる。また、サービスの質の向上においては、精神医学や臨床心理学における研究や実践効果にも目を配る必要がある。

(2) 支援の基本的な視点

発達障害児者等への支援は、年齢も異なり、支援の分野も異なるが、その支援の基本的な視点は、以下のものとなる。

①エンパワメントに基づく支援

発達障害者支援センターには、発達障害者について専門的な支援を行うことが期待されている。発達障害者が自分の生活を自分で作るという積極的な動機を失い、家族や専門家に依存するという状況（「パワレス（力を失っている状態）」）に対して、個人として尊厳ある存在であることを基本として、本人の想い、希望をもとに、本人の選択した生活の場において暮らすことを支援することが重要である。そのために、発達障害者が本来もっている力（ストレングス）を引き出すことにより、自分の生活を自分で作ってくような係わりが重要である。このように、障害者それぞれの個別性を尊重しながら、支援者とパートナーとしての関係をつくり、障害者が自分の課題を発見し、自己決定して生活していくよう働きかける支援（エンパワメントによる支援）を行う必要がある。

②権利擁護に基づく支援

権利擁護支援は、発達障害者本人や家族だけでは十分に問題が解決できず、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある場合に、地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、本人の権利を擁護する観点から専門的・継続的に支援を行うものである。

具体的な業務内容は、成年後見制度の活用促進、障害者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度の活用支援及び意思決定の支援などにより、障害者の地域における生活の維持安定を図っていく。

③関係機関と連携した支援

発達障害児者については、幼児期から学齢期、成人期や老年期まで、障害者のライフステージによって、その支援者、関係機関等はさまざまに変化していく。利用するサービスについても、福祉・保健・医療・教育・労働・司法等の幅広い領域にまたがり、サービスもフォーマル・インフォーマルと多様となっている。発達障害者支援センターは、これらを適切に調整することにより、それぞれの領域を超えてチームアプローチや協働による支援が可能となる。

④地域における一貫した支援

乳幼児期から学齢期、成人期まで、発達障害児（者）のライフステージによって、その支援者、関係機関等はさまざまに変化していく。ライフステージの変化、特に教育から就労等移行期においてつながりが途絶え、障害者が困難を抱えるケースがある。当事者の情報を整理した個別支援ファイルの活用やライフステージ移行時のサービス等調整会議の開催等により関係機関同士の支援のノウハウの円滑な共有・引き継ぎや支援の方向性の統一を図っていくことが求められている

(3)職員に求められる資質

発達障害者支援センターの職員は、相談支援、発達支援、就労支援、その他支援を行うものであり、その際、職員に求められる資質は以下のものがある。

① 発達障害に関する幅広い知識と技術の習得

発達障害者支援センターの職員は、相談支援、発達支援、就労支援及びその他の支援において必要とされる発達障害についての知識と技術を十分に習得しておくことが求められる。そのような知識を必要に応じて分かりやすく利用者に提供するとともに、技術を個々の利用者に合わせて活用できる能力が求められる。

また、発達障害者支援センターの職員には、発達障害者のための地域支援体制を構築していくことが求められており、発達障害児（者）や家族の状況の把握の方法、地域支援体制の構築のための計画作成の方法や評価方法、これらを可能にするための連絡・調整等のマネジメントの知識と技術の習得が求められている。

② 福祉分野や他の分野についての幅広い知識（制度やサービスを含む）

発達障害者支援センターの職員は、相談支援、発達支援、就労支援及びその他の支援において必要とされる法制度やサービスについて、福祉分野のみならず関連分野についても幅広く理解しておく必要がある。特に、発達障害者を含む障害福祉の動向、発達障害者支援法や障害者総合支援法における相談支援やサービス等及び地域支援体制の構築のためのノウハウについて詳細に理解しておくことが求められる。

③連携やネットワークを構築する力

支援の各過程においては、多くの関係者とチームを形成するが、チームワークの原則は、チームを組む一人ひとりが対等な関係のもとに、必要に応じて支援会議を開催するなどにより、チーム内の合意形成や役割調整が確保されていくことが必要である。職員には、このようなチームアプローチを可能とする調整の能力が求められている。また、職員は、発達障害者の地域支援体制を構築する役割が課せられているが、これらは地域の関係機関等の連携やネットワークにより可能となる。発達障害者支援センターの職員は、これらネットワーキング形成のための能力が必要である。

④社会資源を活用・調整・開発する力

発達障害者支援センターの職員は、利用者のニーズに合致したサービスを提供するため、サービス提供者や行政の窓口等に社会資源の改善等を働きかけことが求められる。また、利用者のニーズを充足するための社会資源が不足している場合においても、利用者の立場にたって、社会資源の開発のためにサービス提供者や行政等関係者に提言していくことが重要である。その際、障害者総合支援法に規定される協議会等を活用していくことも考えられる。

第5章 発達障害者支援センターと関係機関等との連携

発達障害者支援センターには、地域支援体制の構築のための中核的役割が求められているが、そのためには、地域の関係機関等の連携が不可欠であり、医療・保健・福祉・教育・労働・司法、その他分野との連携の具体的方法等を述べる。

1. 福祉関係分野との連携

(1) 連携が欠かせない理由

発達障害にかかわる福祉分野は、その種類も相談機関からサービス提供機関まで、その時期も乳幼児期から高齢期まで、その実施主体もNPOから公的機関までさまざまである。発達障害者支援センターでは、各地域のこれら市町村行政や関係機関と連携することで、はじめて発達障害児（者）の地域生活を可能とすることができる。

(2) 主な連携機関との関係

① 相談支援事業所

障害者自立支援法（平成25年度よりは、障害者総合支援法）における「相談支援」は、改正法により、基本相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）及び計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援）からなる。「一般相談支援事業」は基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業を言い、「特定相談支援事業」は、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業を言う。これら事業については、一定の資格を有する相談支援専門員の配置などの基準を満たせば、一般相談は都道府県が、特定相談については、市町村が事業者指定を行う。

基本相談支援は、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整（サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く。）その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することである。

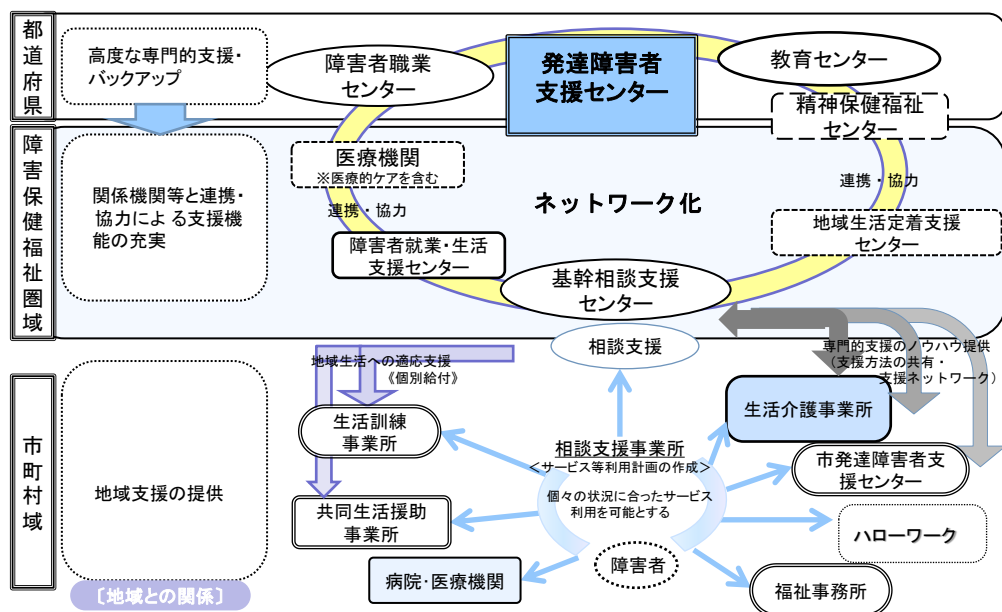
一方、計画相談支援は、障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用する障害福祉サービスや地域相談支援の種類・内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画を作成すること（サービス利用支援）とサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行うこと（継続サービス利用支援）とされている。平成24年度より3年間を目処に、すべての福祉サービスを利用している障害者に、サービス等利用計画を作成するとされている。発達障害者が障害者総合支援法のサービスを利用することや発達障害者にサービス等利用計画が作成されることなどから、発達障害者相談支援センターと相談支援事業者及び相談支援専門員との連携が重要になる。特に、発達障害者についての個別の相談は、地域の相談支援事業者に委ねていくことも考えられる。

②障害福祉サービス事業所

i 障害者福祉分野との連携

平成 24 年度から、障害者自立支援法等のサービスが発達障害者にも利用できることが明確となった。障害者自立支援法等のサービスは、発達障害者に徐々に使われはじめたばかりであるが、今後は生活や就労等の事業において発達障害者を対象とした事業を運営する事業者を確保することが重要である。各事業には、サービス管理者が配置されているが、療養介護、生活介護、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援等各事業にサービス管理責任者が居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援の各事業にサービス提供責任者が配置され、個別支援計画を中心にサービスの一連の流れを管理することとされている。発達障害者支援センターは、これら事業や個別支援計画をとおして、積極的に連携していく必要がある。その際、発達障害の理解のための情報提供や心理的な判定結果等の情報提供や支援方法などの専門的アドバイスが求められる。

発達障害者支援システム(成人)



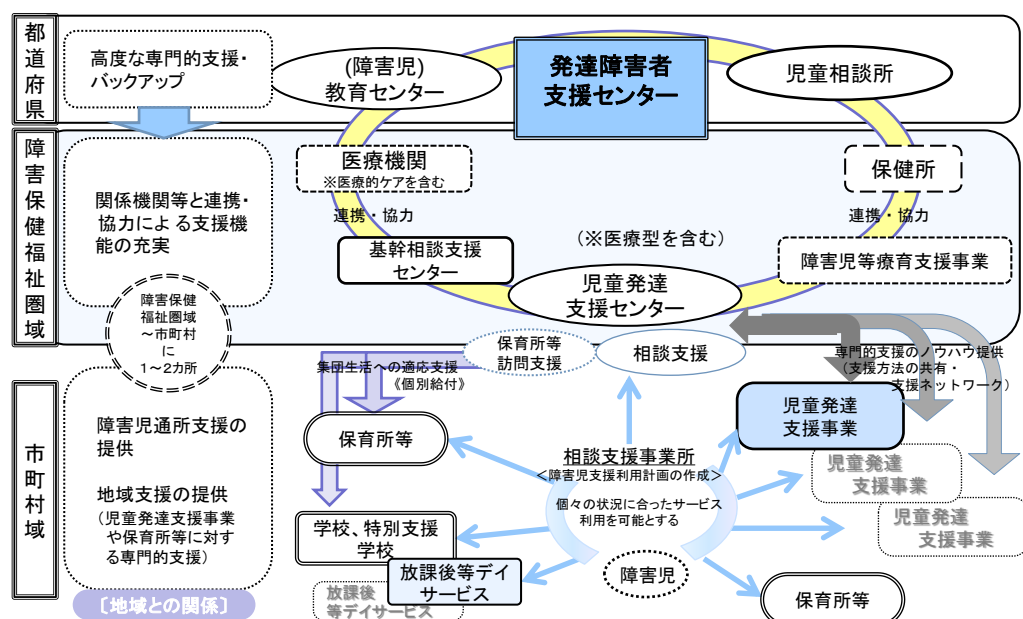
8

ii 障害児福祉分野との連携

障害児については、児童福祉法を基本とした身近な地域における支援の提供を図るため障害児支援の強化を推進している。障害児施設については、従来、肢体不自由児、難聴幼児、知的障害児の通園施設と肢体不自由児、知的障害児、自閉症児、盲ろうあ児、重症心身障害児の入所施設の大きく二つに分かれていたが、それぞれ障害児通所支援と障害児入所支援に一元化を図った。障害児通所支援については、発達支援や家族支援を実施する児童発達支援センターが地域の障害児支援の拠点位置づけられことにより、今後身近な地域に設置されていくであろう。また、放課後等の訓練や活動の場である放課後等デイサービスも新たに制度化され、平成 24 年 4 月より実施されている。発達障害児(者)の地域レベルにおける児童発達支援センターを中心にした相談・療育の支援体制の整備が課題になっている。また、障害児支援における、福祉分野と教育分野の連携が大きな課題となっている。新たな障害児支援の枠組みの中では、児童発達支援センターが学校や幼稚園に出向いて支援することや、放課後等デイサービスにおいて児童を適切に支援して

いくための学校との連携が不可欠である。18日付けで、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課と文部科学省初等中等教育局特別支援教育課の連名で出された事務連絡「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」は、個別支援計画（障害児通所支援等における個別支援計画と学校における個別の教育支援計画等）の作成にあたり福祉分野と教育分野との連携を求めているところである。

発達障害者支援システム(児童)



7

また、発達障害は、児童虐待と関連する可能性が高いことが明らかになっている。児童虐待対策ではリスクの段階を含めた早期発見と対応が重視され、地域でネットワークを整備して支援を行うことが目指されている。保健・医療・保育等の子どもに関わる多くの関係者が児童虐待を理解し、支援の必要性を見立てる力を養った上で、それぞれの場で配慮を行うことや、必要に応じて専門機関を含む関係者のネットワークでの対応を行うことが重要である。その中核機関である児童相談所との連携を通して対応していくことも課題となっている。また、近年発達障害児の入所が増加していると言われている児童養護施設や児童自立支援施設との連携も重要である。児童における発達支援サービスは、発達障害のある子どもの育ちに有効であると考えられている。そのため、放課後児童健全育成事業等との連携を通して、発達障害児の適切な支援を行う体制をつくる必要がある。また、発達障害者支援センターは、地域において保育所や幼稚園と連携していくことも求められている。

(3) 地域の支援機関から期待される発達障害者支援センターの役割

発達障害児（者）の支援やサービス提供に関するすべての施設や事業所、関係機関等が、必ずしも発達障害の理解に基づいた支援やサービス提供を行っているわけではない。特に成人期の発達障害者への支援は、はじまったばかりである。発達障害者支援センターが発達障害者本人に対して必要なニーズ把握やアセスメントを行い、具体的なサービス等利用計画や個別支援計画の作成のアドバイスや支援プログラムのための情報を提供していくことは、支援に大きな効果を生み

出すものである。また、その後の支援やサービス提供に際してスーパーバイズ等をとおしてフォローやバックアップしていく環境整備は、地域支援体制の構築のための基礎になっていだろう。

2. 労働分野との連携

(1) 連携が欠かせない理由

広域の事業を展開する発達障害者支援センターでは、各地域の就労支援機関と連携することで、はじめて成人期の就労支援が行える。

現在、国の発達障害者を対象とする就労支援施策は、多数存在している（厚労省の WEB ページ参照：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha/06d.html>）。発達障害者の就労支援には、このような制度とその活用方法の理解は不可欠である。しかし、障害者雇用や就労支援施策にかなり精通していないと、これらの事業の対象とする条件や年間想定数等を把握し、適切に活用することは困難である。また、地域の産業や雇用・求人状況、就労に向けての準備訓練のメニュー、継続的な生活支援の在り方等、居住地域固有の資源・情報も必要となる。これらを広域対象の発達障害者支援センターがすべて実施することは非現実的である。

(2) 主な関係機関の役割

図1は、発達障害者支援センターが就労支援として関係する、地域の主な機関の役割の大きさを就労支援のプロセスごとに概念図として表したものである。網掛けされた四角形の太さが、それぞれの機関が得意とするプロセスを表している。例えば、ハローワークは就労相談の初期や求職・定着支援で重要な役割を果たす。地域によっては、5つの機関がすべて存在しない場合があり、結果的に、他の機関がある機能を代替・補完している可能性もあると思われる（各機関を運営方針や担当者の裁量によっても異なる）。

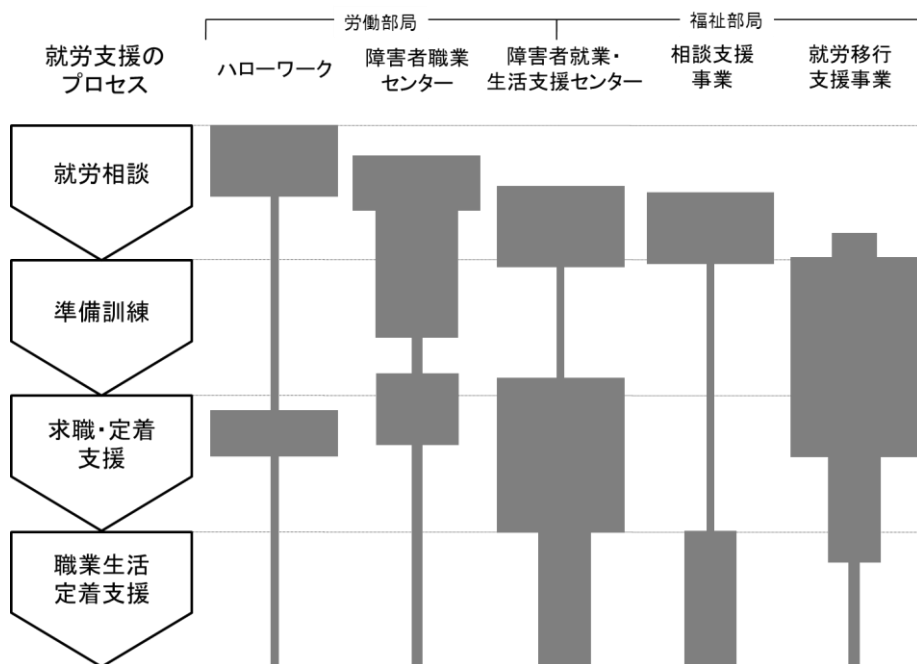


図1. 就労支援のプロセスと主な関係機関の役割の概念図

就労支援プロセスのうち、就労相談の最も初期段階は、もっぱらハローワークの役割である。確定診断前、場合によっては本人が障害に気づきがない段階から就労相談を受ける場合も多くある。

このような事例は、ハローワークから発達障害者支援センターにケースが紹介される。ハローワークと同様に、若者サポートステーションやジョブカフェも、就労相談の初期段階に発達障害者が相談する機関である。一方、障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所は、確定診断後の就労相談が大多数であり、発達障害者支援センターでそれまで相談を受けているケースを紹介する場合が多くなる。

発達障害者支援センターと同様に、広域の事業である障害者職業センターでは、就労相談と準備訓練、そして求職活動中の人的支援であるジョブコーチ派遣を行う。特に、専門の職業カウンセラーを配置し、発達障害者に特化した職業準備訓練や職業能力評価を行なっている（平成 25 年度より全センターで実施）。都道府県原則 1 ヶ所であることから、通所による準備訓練利用が地域により困難な場合も存在する。しかし、職業評価やジョブコーチ等は地域への派遣もあり、積極的に情報交換することが重要である。

同様に職業準備訓練を提供する機関として、障害福祉の給付事業である就労移行支援事業がある。障害者職業センターの準備訓練は原則 3 ヶ月以内であるが、就労移行支援事業は 2 年間という長期の準備訓練期間が設けられている。また、全国で 2,500 ヶ所以上の就労移行支援事業が存在し（利用者数 2.5 万人以上）、身近な地域で準備訓練が提供されている。ただし、この事業は比較的新しい仕組みであり、運営主体により事業方針は様々である。場合によっては、十分な就労移行支援ができない場所も存在し（就労実績が上がらない等）、発達障害に対する支援経験がない事業所も少なくない。事業所を訪問し、実態を直接確認することと、事業の責任者としてしっかりと情報交換することを勧める。

求職活動・定着支援のプロセスは、まさに地域の就労支援機関の専門性が欠かせない時期である。求人情報と本人の希望との調整や障害特性と仕事の内容との調整、採用面接やインターンシップと各種助成制度の活用は、ハローワークを中心に、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業が連携しながら、時には採用から定着支援段階にジョブコーチ派遣を行い進めていき。多くの発達障害者支援センターは、逐次情報収集する程度の役割になる場合が多いと想定される。

初期の定着支援の後には、職場生活支援の担当を障害者就業・生活支援センター、日常生活支援の担当を相談支援事業がそれぞれ分担して担う事例が増えて来た。また、準備訓練として活用した就労移行支援事業が長期間の継続支援を実施している場合もある。この段階まで来ると、発達障害者支援センターが関わる必要性は一般的にはかなり低くなる。もし長期的な相談支援が必要であるなら、地域の就労支援で継続支援を行う担当者、そしてその頻度や内容について確認する。

比較的手厚い就労支援が必要な障害者に、地域の関係機関と連携しながら、包括的な就労支援を提供する機関として、障害者就業・生活支援センターが整備されてきている（平成 24 年度で全国に 327 ヶ所）。職業準備訓練を必要としない障害者の求職活動や定着支援、さらに職業準備訓練の必要性をアセスメントする、そして中長期的な職業生活の継続支援を担う、地域の中核的な機関としての役割が期待されている。また、いくつかの都道府県では、障害者就業・生活支援センターと類似の機能を持つ、障害者就労支援センターを設置している事例もある。障害種別を問わない、障害者の就労に特化した、専門的な相談支援機関である。

(3)地域の就労支援機関から期待される発達障害者支援センターの役割

前項とは反対に、地域の就労支援機関から、発達障害者支援センターにどのような役割が期待されているかまとめる。

- ① 就労支援プロセスの進捗状況を確認：発達障害者に限らず、就労相談から求職活動に至る過程は、比較的短期間にいくつもの新しい場所を訪問し、時には面接・試験、インターンシップ等ストレスフルな活動に身を置く。発達障害者支援センターが地域の就労支援機関と並行して支援を行う場合は、就労支援プロセスの進捗状況に合わせ、無理なく（過剰な負荷なしで）ステップアップしているか確認することが求められる。また、図1の就労支援のプロセスは、基本的に障害者雇用枠（精神障害者保健福祉手帳の開示）での就労と定着を前提にしている。確定診断や障害者手帳の交付申請から日が浅い人にとっては、この障害者雇用前提の支援に十分な理解・納得が得られていない場合もある。さらに、就労移行支援事業による比較的長期の職場準備訓練を利用している場合、提案された目標やプログラムを本人が納得せず、不信感を持ちながら支援を受けているかもしれない。就労支援プロセスの役割を認識しながら、一人ひとりの「気持ち」を支える支援が発達障害者支援センターには期待される。
- ② 就労支援以外のオプションの検討と調整：就労を希望するが、地域の就労支援機関の提案や相談内容を否定する、または定期的な面接・通所の約束に対して頻繁に欠席する等、現時点で、就労支援のプロセスにのることができない人がある。生活環境の変化や、二次的な精神的症状の改善等が、就労支援以前に必要な事例は決して少なくない。当面、就労支援以外のオプションを提示し、丁寧に方針転換する調整機能が、発達障害者支援センターには求められる。
- ③ 障害枠以外の職業生活の継続支援：障害者雇用枠ではなく、自ら求職活動し就労に結びついた人、または相談以前の職場で継続的に働き続けている人は、図1の就労支援機関と関わりを持つことはほとんどいない。しかし、職業生活を継続に不安や悩みをもち、継続的な相談支援を希望する人は、発達障害者支援センターが窓口となり、必要に応じて地域の機関の紹介や調整を行うことになる。

3. 教育分野との連携

「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、平成19年4月から、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援が行なわれている。具体的には、養護学校が特別支援学校、特殊学級が特別支援学級となり、各学校において校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の作成が行われている。障害児の支援の見直しにおいては、福祉分野と教育分野の連携が大きな課題となっていた。新たな仕組みの中では、児童発達支援センターが学校や幼稚園に出向いて支援すること、放課後等デイサービスにおいて児童を適切に支援していくためには学校との連携が不可欠である。

また、相談支援においては児童を含めた障害者すべてに個別支援計画であるサービス等利用計画が作成されることになる。平成19年度からスタートした特別支援教育の実施においても個別の教育支援計画の作成が位置づけられている。今後は、福祉分野や労働分野が作成する個別支援計画と教育分野が作成する個別の教育支援計画の整合性が求められている。平成24年4月18日付けで、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課と文部科学省初等中等教育局特別支援教育課との連名で出された通知「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」は、福祉分野と教

育分野が、個別の支援計画を協力して作成することを求めるもので、現場における連携を具体的に構築するツールになるものである。

児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について(概要)

(平成24年4月18日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課連名通知)

◆ 趣旨

学校と障害児通所支援を提供する事業所や障害児入所施設、居宅サービスを提供する事業所(以下「障害児通所支援事業所等」という。)が緊密な連携を図るとともに、学校等で作成する個別的教育支援計画及び個別の指導計画(以下「個別的教育支援計画等」という。)と障害児相談支援事業所で作成する障害児支援利用計画及び障害児通所支援事業所等で作成する個別支援計画(以下「障害児支援利用計画等」という。)が、個人情報に留意しつつ連携していくことが望ましい。

◆ 留意事項

1 相談支援

障害児支援利用計画等の作成を担当する相談支援事業所と個別的教育支援計画等の作成を担当する学校等が密接に連絡調整を行い、就学前の福祉サービス利用から就学への移行、学齢期に利用する福祉サービスとの連携、さらには学校卒業に当たって地域生活に向けた福祉サービス利用への移行が円滑に進むよう、保護者の了解を得つつ、特段の配慮をお願いする。

2 障害児支援の強化

(1) 保育所等訪問支援の創設

このサービスが効果的に行われるためには、保育所等訪問支援の訪問先施設の理解と協力が不可欠であり、該当する障害児の状況の把握や支援方法等について、訪問先施設と保育所等訪問支援事業所、保護者との間で情報共有するとともに、十分調整した上で、必要な対応がなされるよう配慮をお願いする。

(2) 個別支援計画の作成

障害児通所支援事業所等の児童発達支援管理責任者と教員等が連携し、障害児通所支援等における個別支援計画と学校における個別的教育支援計画等との連携を保護者の了解を得つつ確保し、相乗的な効果が得られるよう、必要な配慮をお願いする。

745

障害のある児童生徒のニーズは教育、福祉、医療等さまざまな観点から生じるもので、これら関係機関等の連携協力に十分配慮することは重要になってきており、発達障害者支援センターは、ケースワーク、スーパーバイズ及びコンサルテーションを通して、連携していくことが求められている。

4. 医療分野との連携

専門性の高い適切な支援を行うためには子どもの評価と診断が必要である。そのために、発達障害者支援センターは、病院等医療機関等々の連携が不可欠である。医療機関等を巻き込んだ地域支援体制の構築のために、発達障害者支援センターは医療機関とさまざまな調整等の連携が重要となる。

生涯にわたる支援を進めるためには、早期発見・早期対応の取組を十分に機能させる必要がある。早期発見の機会としては、1歳6ヶ月健診と3歳児健診が引き続き重要である。発達上の課題を幅広く認識した上で継続的にフォローし、経過の中で必要な場合には医療などの専門的な対応を行うために都道府県に保健所が、市町村に保健センターが設置されている。これら母子保健施策を行う機関では、健診などを通じて一人一人の子どもを丁寧に見ることを通じて健やかな育ちを支えるものであり、発達障害者支援センターとの連携、特に、保健師さんとの連携が不可欠である。特に、乳幼児健診場には、発達障害の早期発見とそれに続く早期支援のためのいくつかの条件がそろっている。親と専門職が顔を合わせて相談できること、保健師、小児科医、言語聴覚士、臨床心理技術者(臨床心理士、臨床発達心理士など)、地域によっては小児神経専門医、児童精神科医などの多職種のチームワークが成り立つ場である。親がわが子を少し客観的に見つめ、乳幼児の心の発達に関する一般的な知識を学べる場であり、幼稚園や保育所、そして学校への橋渡しもふくめて、地域でのサポートのネットワークを構築する場であるから、発達障害者支援センターの積極的関与が求められている。

また、発達障害者支援法第 19 条は、専門的な医療機関の確保等）として、

- 1 都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認める病院又は診療所を確保しなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとするとしている。全国的に見れば、発達障害にかかわる医師の十分な確保は困難な状況にある。そのような状況のなか、都道府県等を活動の範囲とする発達障害者支援センターは、県内等の医療機関等に関する情報を得る立場にあり、その情報を地域の発達障害者やその家族、関係機関等に伝えて行く役割がある。また、発達障害者支援センターは中心となり、地域の発達障害に関する医療ネットワークの構築も今後は考えられる。

精神障害者の医療及び保護を行い、障害者自立支援法と相まってその社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、その発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的として精神保健福祉センターが各都道府県・政令指定都市に設置されている。発達障害者の支援と関連したひきこもりの相談や支援を行っている発達障害者支援センターもあり、発達障害者支援センターが精神保健福祉センターと連携・協働していくことが求められている。

5. その他分野との連携

発達障害者については、少年院、少年鑑別所、刑務所、拘置所など矯正施設在所中に社会復帰に向けた社会生活能力の向上に向けた支援や出所後の生活を想定した関係者の連携が重要である。また、退所者には矯正施設や保護観察所や更生保護施設の司法分野と福祉分野が地域生活定着支援センター等を活用しながら支援する形が整いつつある。このような社会復帰を想定した支援体制がどの地域において構築できるよう、罪を犯した発達障害者を受け入れる地域生活定着支援センターと発達障害者支援センターが連携して、ケアマネジメントの手法を活用してチームでアプローチすることが課題である。裁判所・警察、保護観察所・更生保護施設・地域定着支援センター等との連携が重要となる。

また、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害し、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務等を規定した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成 23 年 6 月 24 日に成立し、平成 24 年 10 月 1 日から施行されている。市町村・都道府県の関連部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」「都道府県障害者権利擁護センター」が設置され、発達障害者支援センターとの連携が求められている。

第6章 今後の発達障害者支援センターを考える

発達障害者の自立及び社会参加のために生活全般にわたる支援を図り、その福祉の増進に寄与することを目的とした発達障害者支援法が、平成17年4月1日から施行され8年が経過しようとしている。その後、共通の制度の下で福祉サービス等について一元的に提供する障害者自立支援法が、平成18年4月1日から施行され、平成22年12月には、「障害者自立支援法の一部を改正する法律」が成立した。平成24年6月には障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法が成立し、平成25年4月から施行されようとしている。このような法律や制度が大きく変わる中で今後の発達障害者支援センターの役割について改めて考えてみたい。

1. 発達障害者支援法と発達障害者支援センター

2004（平成16）年12月3日に成立し2005（平成17）年4月1日より施行された「発達障害者支援法」は、発達障害を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害」とし、「その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義した。この法律により、わが国においてはじめて『発達障害』が法律に位置づけられ、国や地方自治体等において、発達障害者が医療・保健・福祉・教育・労働等の幅広い分野における支援の対象となった。また、発達障害者支援法の施行により、ライフスージを通した一貫した支援が地域レベルにおいてではじめ、福祉・教育・労働の連携が本格的にはじまり、その成果は着々と出ているものの、改めて課題と思われるものが浮かび上がってきている状況である。成人期の課題などはその典型例と言えるだろう。発達障害者支援センターは、このような地域の発達障害児者や家族が一貫した支援を受けられるよう、関係機関と連携やネットワークをつくり、「地域支援体制」を構築していくために中心的役割を果たしていかなければならない。

2. サービス体系と発達障害者支援センター

平成18年度から施行されている障害者自立支援法は、身体障害、知的障害、精神障害の三障害の種別を超えてサービスを一元的に提供するものであり、発達障害や高次脳機能障害などが障害者自立支援法のサービスをより利用しやすくする普遍的な仕組みを作っていくこととされていた。（衆議院厚生労働委員会における付帯決議、平成17年7月13日）。そのため、障害者自立支援法の附則、第三条第一項においては、「政府は、・・・障害者等の範囲を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされ、三年後の見直しにおいては、障害者自立支援法の対象者の範囲を拡大して、発達障害者等を位置づけることが課題であった。

このように障害者自立支援法は発達障害者の支援についての法的な規定は明確ではなかった。法施行後3年後の見直しがなされ、平成22年12月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて 障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案（つなぎ法）が成立し、発達障害児（者）が障害者自立支援法のサービス対象として明確化された。改正法においては、障害者自立支援法上のサービスをより受けやすくする観点から、発達障害者が障害者の範囲に含まれることが法律上明記された。18歳の未満の精神に障害のある児童の中に発達障害児も含むものとし、発達障害児についての児童福祉法の対象とし、発達障害児に

ついて適切な発達支援や家族支援を含めた専門的な相談支援を実施していくものである。また、平成23年7月には、障害者基本法の改正においても発達障害が法に規定された。

障害者自立支援法は、大きく分けて介護給付（療養介護、生活介護、短期入所、行動援護）と訓練等給付（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）に分かれている。知的障害を伴う広汎性発達障害の方々については介護給付のニーズが高い（例えば、行動援護などはその典型）と言えるが、多くの発達障害者にとっては、生活訓練などの社会的技能の向上を目指した生活訓練や就労に向けて一定期間訓練する就労移行支援等のニーズが高いと考えられる。このようなサービスは、全国どこの地域においても利用できる状況にはなっていない。これらサービスの充実と発達障害者に活用できる支援方法を確立することが必要である。発達障害者支援センターは、このような発達障害者が利用できるサービス資源を増やし、それに関わる人材の育成に努めていくことが求められている。

3. 障害者総合支援法と発達障害者支援センター

法律の名称が「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となった。（平成25年4月1日施行）法の目的が「自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう」から「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう」に代わり、基本理念が新たに設けられた。（平成25年4月1日施行）

「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、その定義を「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」とされた。（平成26年4月1日施行）

共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合する。障害者の地域移行を促進するために、地域生活の基盤となる住まいの場の確保を促進するものである。（平成26年4月1日施行）

施行後3年を目途として、障害支援区分も含めた支給決定のあり方、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方等を検討するものである。このように意思決定に困難を抱える発達障害児（者）について、その意思決定をいかに支援していくかという大きな課題がある。

4. 今後の課題

(1) 相談支援と支援計画について

成人期の発達障害者については、二次的な精神障害を合併して状態が悪くなった人への支援体制整備が急務であることが指摘されている。障害の地域生活支援と、精神科医療サービスという異なる支援体系を組み合わせた地域における支援体制のモデル的構築も重要である。障害者自立支援法一部改正により、相談支援については、障害福祉サービスを利用しているすべての人（障害児も含む）にサービス等利用計画（ケアプラン）を作成することや、地域における相談支援体制の強化を図るための中心となる総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）を市町村に設置する等の相談支援の充実が目指されている。発達障害児者の特性やニーズに基づいたサービス等利用計画が作成される必要がある。これら発達障害児（者）のケアプラン作成において発達障害者支援センターは、地域の相談支援事業者と連携していくことが求められている。

(2) 発達障害児（者）の支援について

障害児については、児童福祉法を基本とした身近な支援の充実を図る障害児支援の強化が目指されている。障害児施設については、従来の肢体不自由児、難聴幼児、知的障害児の通園施設と肢体不自由児、知的障害児、自閉症、盲ろうあ児、重症心身障害児等の入所施設の大きく二つに分かれていたが、それぞれ障害児通所支援と障害児入所支援と整理された。障害児通所支援については、発達支援や家族支援を実施する児童発達支援センターとして身近な地域に設置されていく予定である。また、放課後等の活動の場である放課後等デイサービスも新たに法律に規定されスタートしている。発達障害児（者）の地域レベルにおける児童発達支援センターを中心にした相談・療育の支援体制の整備が課題になっている。

障害児の支援の見直しにおいては、福祉分野と教育分野の連携が大きな課題となっている。新たな仕組みの中では、児童発達支援センターが学校や幼稚園に出向いて支援することや、放課後等デイサービスにおいて児童を適切に支援していくためには学校との連携が不可欠である。

(3) 権利擁護等について

大阪地方裁判所において、アスペルガー症候群と精神鑑定された被告の殺人事件で、検察官の求刑を超える懲役 20 年の判決が言い渡された。この判決文は、被告人は、十分な反省をしておらず、アスペルガー症候群に対応できる受け皿が何ら用意されておらず、その見込みもないという現状のもとでは再犯のおそれが強く心配されるので、許される限りの長期間刑務所に収容することで内省を深めさせる必要があり、そうすることが社会秩序の維持に資するとして、有期懲役刑の上限である懲役 20 年にいったとされている。この判決は、アスペルガー症候群をはじめ発達障害者に対する差別及び刑罰という点で大きな問題を抱えていると考えられる。司法のみならず社会のより正しい発達障害の理解の促進と適切な対応が望まれている。

このように犯罪や事件に巻き込まれること、警察や司法における不適切な取り扱い、差別・無理解により発達障害児（者）の権利が侵されている事案がなお多く発生している。発達障害者支援センターは、発達障害児（者）とその家族の権利を擁護していくことがますます重要になってくると考えている。

障害者基本法の改正、障害者自立支援法から障害者総合支援法、障害者虐待防止の制定・施行、障害者差別禁止法に向けた検討、そして障害者権利条約の批准に向けた動向など発達障害を取り巻く状況が激しく大きく変化している。このような変化に適切に対応し、発達障害者の政策・施策を戦略的に地域に構築していくことが求められている。発達障害者支援センターは、地域支援体制の仕組みを構築することにより、これらを実現していくことが期待されている。